○農林水産省告示第六百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩川内市城上町字歌越六八五一の一、陽成町字掛橋七六五四の二、七六五四の三、七六五四の五、七六五四の八、字柳越七七五四の一、七七五九の一、七七六二、七七六三の一、七七六三の二、七七七〇、七七七二、七七七五、七七七八、七七八六の二、七七八六の四、七七八八、七七八九の一、七七八九の五、字湯越七八三五の一、七八三七の一、七八三八の一、七八四〇の一、七八四一の一、七八四七の一、七八四七の五、七八四七の八

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩川内市陽成町字立山七四八三の一、七四九三、七五〇一の一、七五〇一の二、字黒葛平七五三四の一、字乙ヶ山七五六七の一、七五六七の二、七五七一、七五七四の一、七五七七、字清水ヶ山七五八三、七五九八の一、七五九九の四、七六〇〇の三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩川内市祁答院町藺牟田字満ヶ野一九九五の一、一九九五の八

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鹿児島県伊佐市大口里字上ノ馬場一八五五の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県庁及び伊佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　広島県山県郡安芸太田町大字松原字松原二、一一、三四、八七、二一九、一三一、二二二、三九九の一、五四〇、五六三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び安芸太田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　広島県山県郡北広島町中原字大松一〇八二〇、一〇八三〇の三、一〇八四〇の二、一〇八四一、一〇八四三、一〇八四四、一〇八四六、一〇八四九、一〇八五三、一〇八五五の一、一〇八五五の二、一〇八五六の一、一〇八五八、一〇八五九の一、一〇八六四の一、一〇八六四の二、一〇八六六の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び北広島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　山口県岩国市柱野字本谷山上須垣二〇八、二〇九の一、二一二、二一六、二一七、二一九から二二二まで、二三二、一一五八六、一一五八九、字本谷登尾一一五九三、一一五九四、字本谷神の内一一七二五の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）